

2013 年 11 月 1 日

国際会計基準審議会 御中

改訂公開草案「保険契約」に対するコメント

当委員会は、保険契約プロジェクトにおける国際会計基準審議会（IASB）の長年にわたる努力に敬意を表するとともに、2010 年の公開草案（以下「2010 年公開草案」という。）に続き、改訂公開草案「保険契約」（以下「本改訂公開草案」という。）により、再度広く関係者のコメントを求める決定を行ったことを歓迎する。

全般的なコメント

1. 我々は、保険契約が企業の財政状態及び財務業績に与える影響についての透明性を向上させ、保険契約の会計処理に関する整合性を向上させようとする本プロジェクトの目的を支持している。また、我々は、本改訂公開草案は、契約上のサービス・マージンの取扱い、保険契約収益の表示、割引率変動の影響額の表示等に関して、2010 年公開草案と比べて一定の改善が図られていると考えている。
2. しかし、我々は、特に次の点について更に改善を図ることが必要と考えている。
 - (1) 基準の適用において、特に重要な原則や用語が十分に明確でなく、財務諸表作成者や監査人が基準の意図を理解して適切に判断を行うことが困難である点。特に、企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約や、基礎となる項目に直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローに関する取扱いが十分に明確ではない。また、契約上のサービス・マージンをカバー期間にわたって純損益に認識する方法について具体的な指針が示されていないため、整合的な適用が可能となるか否かについて懸念している。我々は、このまま最終基準化された場合、企業間の財務情報の比較可能性が十分に確保されない可能性について懸念している。（具体的な提案に関しては、質問 1、2、4、7 に対するコメント参照。）
 - (2) 資産及び負債の経済的な対応関係が図られている状況において、結果として、会計上のミスマッチが生じる可能性がある点。例えば、割引率の変動に起因する保険契約負債の帳簿価額の変動額をその他の包括利益（OCI）に表示する場合、企業の資産及び負債のポジション（デリバティブ契約を含む）が効果的に対応しているにも関わらず、会計上のミスマッチが生じる可能性がある点につ

いて懸念される。(質問 4 に対するコメント参照。)

(3) 個別の要求事項について妥当と考えられるものであっても、改訂公開草案の内容を全体として考えた場合、実務上の取扱いが過度に複雑になっているものがある点。例えば、長期の保険期間にわたる多数の保険契約に対して、本改訂公開草案で提案されているように、将来のカバー及び他の将来のサービスに関連する将来キャッシュ・フローの見積りの変更を契約上のサービス・マージンで調整するアプローチを適用する点は、考え方としては支持するものの、関連するデータの保持や会計処理が過度に複雑になってしまい、結果として、費用対効果のバランスが十分に確保されていない可能性がある点が懸念される。(質問 1、6 に対するコメント参照)

3. なお、保険契約プロジェクトについては、2008 年以来、IASB と米国財務会計基準審議会 (FASB) (以下「両審議会」という。) により共同で審議が行われてきたにも関わらず、契約上のサービス・マージンに関する取扱いを含め、保険契約に関する会計モデルの根幹に係る部分で、依然、不一致がみられる。我々は、保険契約の会計処理についてグローバルな整合性を図ることは財務諸表の比較可能性確保の観点から極めて重要と考えており、両審議会によるコンバージェンスに向けた取組みが引き続きなされることを強く期待する。
4. また、我々が本コメント・レターを作成する際の専門的なインプットを入手するために設置した保険契約専門委員会で示された市場関係者からの主な意見のうち、コメント・レター本文に含めなかったものについて、別紙に記載している。
5. 本改訂公開草案における個別の質問に対する我々の回答は、以下のとおりである。

各質問に対するコメント

質問 1——契約上のサービス・マージンの調整

次のようにすれば、財務諸表が企業の財政状態及び財務業績を忠実に表現する目的適合性のある情報を提供するものとなることに同意するか。

- (a) 将来のカバー及び他の将来のサービスに関連する将来キャッシュ・フローの現在価値の現在の見積りと従前の見積りとの間の差額を、契約上のサービス・マージンに加算又は減算する(契約上のサービス・マージンが負の値とならないことを条件とする)。
- (b) 将来のカバー及び他の将来のサービスに関連しない将来キャッシュ・フローの現在価値の現在の見積りと従前の見積りとの間の差額を、直ちに純損益に認識する。

同意又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような提案をするか、その理由は何か。

（将来のカバー及び他の将来のサービスに関連する将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りの変更に関する取扱い）

6. 我々は、将来のカバー及び他の将来のサービスに関連する将来キャッシュ・フローの見積りの変更について、直ちに純損益に認識せず、契約上のサービス・マージンで調整する方法（アンロック法）を基本的に支持する。
7. 我々は、契約上のサービス・マージンは、保険契約の「未稼得利益」を表すものと考えている。将来キャッシュ・フローの見積りの変更を直ちに純損益に認識する方法（ロック法）によると、当該見積りが当初認識・測定後に変更された場合でも、契約上のサービス・マージンが当初予定したパターンに従って認識されることになる。当該方法によると、当初認識時点と事後測定時点とで、契約上のサービス・マージンの残高が表象する内容が整合的でなくなるため、その性格について説得的な説明が困難と考えられる。
8. 本改訂公開草案では、アンロック法の会計処理に関する提案は、2011 年に公表された公開草案「顧客との契約から生じる収益」（以下「収益認識一改訂公開草案」という。）における提案による契約負債の測定と整合的であると説明されている¹。しかし、我々の分析では、アンロック法に基づく会計処理を行う場合、次の 2 つの方法があると考えている。
 - (1) 将来キャッシュ・フローの見積りの変更を契約上のサービス・マージンで将来に向かって調整する方法（本改訂公開草案で提案されている方法）。
 - (2) 契約期間にわたって見込まれる契約上のサービス・マージンを、保険契約に関する履行義務が充足された程度の見積り（進捗率）に従って純損益に認識する方法²（収益認識一改訂公開草案の第 38 項及び第 49 項と整合的な方法）。
9. 我々は、上記いずれの方法による場合でも、契約上のサービス・マージンは保険契約の未稼得利益を表すことになると考えている。我々の検討では、(1)の方法について、本改訂公開草案で提案されているように、将来キャッシュ・フローの見積りの変更を契約上のサービス・マージンに加算又は減算する方式（以下「加減算方式」という。）で行うと、契約上のサービス・マージンの履歴管理が必要になる等、実務上の取扱いが複雑であることに加え、カバー期間の終了直前の段階で見積りの変更が生じた場合、残りのカバー期間の純損益が大きく変動することとなるという見

¹ 本改訂公開草案 BC33 項参照。

² 当該方法は、将来のカバー及び他の将来のサービスに関連する将来キャッシュ・フローの見積りの変更を、契約期間全体の損益に影響するものとして捉えた上で、保険契約に関する履行義務が充足された程度の見積りに従って当期以前に関連すると考えられる部分を当期の純損益に認識する考え方である。

解が示された。他方、(2)の方法は収益認識—改訂公開草案の第 38 項及び第 49 項と整合的な方法ではあるが、加減算方式で行う場合には(1)と比較して実務上の負荷はより大きいとの見解が示されている。

10. このような点を踏まえ、我が国の市場関係者からは、実務上の便法として毎期末時点で契約上のサービス・マージンを再測定する方法を適用可能とすべきとの見解が示されている。こうした取扱いは、会計基準自体でなく、会計基準の適用の問題であるとの指摘もあるが、当該取扱いは、基準の適用にあたって重要と考えている。このため、フィールドワークで得られたフィードバックに基づき、本改訂公開草案で提案されている加減算方式と合理的に類似の結果を示すと見込まれる再測定の方法について、結論の背景又は教育文書において示すことが考えられる。

(将来のカバー及び他の将来のサービスに関連しない将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りの変更に関する取扱い)

11. 本改訂公開草案では、(i)将来のカバー及び他の将来のサービスに関連する将来キャッシュ・フローと(ii)将来のカバー及び他の将来のサービスに関連しない将来キャッシュ・フローに区分した上で、後者について見積りを変更する場合は、契約上のサービス・マージンで調整せずに、直ちに純損益に認識することが提案されている。我々は、当該 2 つの状況を識別することは、契約上のサービス・マージンの適切な会計処理にあたって重要と考えているが、本改訂公開草案においては両者の識別が必ずしも明示的に示されておらず、この点について明確化が必要と考えている。
12. 将来のカバー及び他の将来のサービスに関連しない将来キャッシュ・フローの見積りを変更する具体例としては、発生保険金の見積りを変更する場合（本改訂公開草案の B68(a)項参照）が該当する。このような場合、保険事故は既に発生していることから、発生保険金に関する見積りの変更を直ちに純損益に認識する本改訂公開草案の提案は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第 36(a)項の取扱いと整合的であり、適切と考えている。
13. 他方、本改訂公開草案では、B68 項において将来のカバー及び他の将来のサービスに関連する将来キャッシュ・フローと将来のカバー及び他の将来のサービスに関連しない将来キャッシュ・フローとを実務において識別するために具体的な状況が例示されているが、前項に記載した以外で想定されている状況については必ずしも明確でない。この点について、質問 7 へのコメントにおいて記載している。

(契約上のサービス・マージンの純損益への認識パターン)

14. 本改訂公開草案 第 32 項では、残存する契約上のサービス・マージンについて、カバー期間にわたり純損益に認識することが要求されている。また、当該方法については、契約に基づき提供されるサービスの残りの移転を最も適切に反映する規則的

な方法で行うこととされている（斜体部分について強調）。

15. しかし、本改訂公開草案では、「最も適切に反映する規則的な方法」について具体的な取扱いが示されていない。契約上のサービス・マージンは、残存契約期間における未稼得利益を表すものであるため、純損益への認識方法は企業の財務業績に対して極めて大きな影響がある。確かに、保険契約に基づき提供されるサービスの提供パターンは多岐にわたるため、会計基準において認識パターンを一律に示すことは困難と考えられる。しかし、本改訂公開草案に記載されている一般的な原則のみでは、企業の裁量の余地が極めて大きく、企業によって純損益への認識パターンが大きく異なり得るため、財務諸表利用者が企業間の財務業績の比較を適切に行うことが困難になると考えられる。
16. このため、我々は、保険契約の多様性を認識しつつも企業間の比較可能性を確保する観点から、企業が契約上のサービス・マージンの認識パターンを決定するにあたって考慮すべき主要な要素（ドライバー）を示すことを提案する。主要な要素には、例えば、次のようなものが該当すると考えられる。
- 時の経過
 - 保有契約件数
 - 保険契約で約定された保険金額（契約期間中に保険金額が通増又は通減する場合）
 - 保有保険金額

質問 2——企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約

契約が企業に基礎となる項目の保有を要求し、保険契約者への支払と当該基礎となる項目に対するリターンとの間の連動を定めている場合において、企業が次のことを行えば、財務諸表が企業の財政状態及び財務業績を忠実に表現する目的適合性のある情報を提供するものとなることに同意するか。

- (a) 基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローを、基礎となる項目の帳簿価額を参照して測定する。
- (b) 基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動するとは予想されない履行キャッシュ・フロー（例えば契約で定められた固定支払、保険契約に組み込まれたオプションのうち分離されていないもの、契約に組み込まれていて分離されていない最低支払額の保証）を、本基準〔案〕の他の要求事項に従って測定する（すなわち、起こり得る結果の範囲全体の期待値を用いて保険契約を測定し、リスク

及び貨幣の時間価値を考慮に入れる)。

(c) 履行キャッシュ・フローの変動を次のようにして認識する。

- (i) 基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローの変動を、当該基礎となる項目の価値の変動の認識と同じ基礎により純損益又はその他の包括利益に認識する。
- (ii) 基礎となる項目に対するリターンに間接的に対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローの変動を、純損益に認識する。
- (iii) 基礎となる項目に対するリターンに対応して変動するとは予想されない履行キャッシュ・フロー（他の要因（例えば、死亡率）に対応して変動すると予想されるもの及び固定であるもの（例えば、定額の死亡給付金）を含む）の変動を、本基準〔案〕の一般的な要求事項に従って純損益及びその他の包括利益に認識する。

同意又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような提案をするか、その理由は何か。

（企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約に関する取扱いに関する考え方）

17. 我々は、資産及び負債の測定基礎は、一般的にそれらの性質に従って決定されるべきと考えている。また、2013年7月にIASBから公表されたディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」においては、負債の測定基礎の決定について、負債が決済又は履行される方法をベースに決定することが提案されている。この点、本改訂公開草案で提案されている企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約に関する取扱いは、基礎となる項目の帳簿価額を参照して測定することとされており、資産と負債を一つの会計単位として捉えていると考えられる。こうした取扱いは、一般的な負債の測定に関する取扱いと異なる方法であり、会計処理として例外的な取扱いと考えられる。
18. 例えば、変額保険のように、企業に基礎となる項目を保有することが要求されており、当該基礎となる項目に連動したリターンの支払いが保険契約者に対して行われることが明らかである場合には、保険契約負債と基礎となる項目との間で両者のキャッシュ・フローに明示的な相関関係があるものと考えられる。このような場合、資産と負債との間で経済的な対応が図られているため、基礎となる項目と保険契約負債との測定基礎が異なることによって、会計上のミスマッチが生じることは、企業の財務業績を適正に表示する観点から適切でないと考えられることから、本改訂公開草案で提案されているように、例外的な取扱いを設けることを原則として支持

する。

19. しかし、当該取扱いが例外的な取扱いであることを踏まえると、その適用範囲が明確に示されていることが必要である。本改訂公開草案では、この点が明確でないため、適用範囲について、次のような点について明確化が必要と考えられる。

- (1) 基礎となる項目として、「特定の資産及び負債」、「保険契約のプール」に加え、「企業全体の資産及び負債」が挙げられている。このうち、「特定の資産及び負債」はいわゆる投資契約のように投資の運用成績を保険契約者に分配するような状況、「保険契約のプール」はプールした保険契約全体から発生する収益又は剰余金を保険契約者に分配することが想定されていると考えられる。また、我々は、「企業全体の資産及び負債」が基礎となる項目となるような状況は、特別目的会社が資産及び負債を保有しているような限定的な状況を指すものと考えている。しかし、この点について必ずしも明確にされていない。
- (2) 保険契約上、保険契約者に対する支払と当該基礎となる項目へのリターンとの連動を定めていることが要件とされているが、どのような連動の程度が必要であるかについて説明が十分ではない。

（基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローの測定及び再測定差額の表示）

20. 基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローについては、基礎となる項目と保険契約との間に直接的なキャッシュ・フローの相関関係があり、経済的な対応が図られている。このため、会計上のミスマッチを削減又は解消する観点から、保険契約負債について、基礎となる項目の帳簿価額を参照して測定するとともに、当該基礎となる項目の価値の変動の認識と同じ基礎により純損益又はその他の包括利益に認識するという提案を支持する。但し、基礎となる項目が異なる測定基礎を有する項目から構成されている場合（例えば、保険契約のプールが、IAS 第 16 号「有形固定資産」に準拠して原価法により測定する不動産、IFRS 第 9 号「金融商品」に準拠して FV-OCI により測定する持分証券、及び、同基準に準拠して償却原価により測定する負債性証券から構成されている場合）、基礎となる項目の帳簿価額をどのように参照して測定して保険契約負債の再測定差額を表示すべきかについて、必ずしも明らかでない。このため、特にこのような状況における測定方法や会計処理のあり方について明確化が望まれる。

（基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動するとは予想されない履行キャッシュ・フローの測定及び再測定差額の表示）

21. 基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されないキャッシュ・フロー（契約で定められた固定支払等）については、基礎となる項目と保険契約との間に直接的なキャッシュ・フローの相関関係がない。こうした経済的な対応関係が図られていない部分については、会計上のミスマッチを削減又は解消する観点から、例外的な取扱いを定める必要はない。このため、当該部分については、保険契約に関する一般的な取扱いに従うことが適切と考えられる。
22. また、基礎となる項目に対するリターンに間接的に対応して変動すると予想される履行キャッシュ・フローについては、これらのキャッシュ・フローの性質が実質的にオプション契約と同様であると考えられる。このため、我々は、IFRS 第9号「金融商品」におけるデリバティブ契約の取扱いと整合的に、保険契約負債の再測定差額を直ちに純損益に認識することを要求する本改訂公開草案の提案を概ね支持する。しかし、我々の審議においては、この点について、財務諸表作成者から、キャッシュ・フローの分解方法が複雑で実務上の負荷が高いほか、保険契約の当初認識時点において保険契約からの分離が要求されていない要素について別個に分離することが適切かという点に対して懸念が示されている。

質問3——保険契約収益及び費用の表示

すべての保険契約について、企業が、純損益において、保険契約の構成要素の変動に関する情報ではなく、保険契約収益及び費用を表示するならば、財務諸表が企業の財務業績を忠実に表現する目的適合性のある情報を提供するものとなることに同意するか。

同意又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような提案をするか、その理由は何か。

（保険契約収益の表示）

23. 我々は、財務諸表利用者による保険契約に関する財務業績の理解を促すとともに、企業間の財務諸表の比較可能性を高める観点から、保険契約収益及び費用の総額を表示する提案を支持する。
24. また、我々は、保険契約収益について、IASB から 2011 年に公表されている「顧客との契約から生じる収益」で示されている一般原則の考え方に基づき、保険契約から生じる履行義務が充足される期間において保険契約収益を表示する考え方を支持する。
25. しかし、本改訂公開草案では、報告期間中の残存カバーに係る負債の変動が、企業が当該期間に提供したカバー又は他のサービスを表すとしており、結果として、報告期間中の発生保険金及び費用に対応する収益が保険契約収益として表示される

ことになる。このため、本改訂公開草案で提案されている方法によると、保険金支払額の増加に比例して保険契約収益がより多く表示されることになる。我々は、このような収益の表示方法は保険契約に基づく履行義務の充足パターンを適切に表示しているとは必ずしもいえないと考えている。

26. この点、代替的な考え方の1つとして、保険契約に係る履行義務の提供を、カバー期間中の保険事故に対して保険金の支払いを行う*待機義務の提供*であると捉えた上で、待機義務の提供に基づき保険契約収益を表示する方法が考えられる。当該考え方に従うと、保険契約収益は契約に従って提供されるサービスの残りの移転を反映する方法によって表示されることになる。当該考え方は、本改訂公開草案の第32項で提案されている契約上のサービス・マージンの認識パターンと整合的であるため、これに従うと、本コメント・レターの第16項で示した主要な要素(ドライバー)を勘案して、保険契約収益を保険期間にわたって規則的に認識することになる。

(投資要素の除外)

27. 我々は、保険契約負債の当初認識・測定時点において、保険要素との間に高い相関関係があると認められない投資要素を分離した上で、認識上は分離されていない投資要素の一部について、表示上は除外するという考え方を基本的に支持する。
28. 我々の審議においては、仮に財務諸表の表示のあり方に問題があるのであれば、認識上の取扱いについて再検討を行い、認識上の取扱いと表示上の取扱いを整合させるべきという見解も示された。しかし、投資要素と保険要素の間に高い相関がある場合、投資要素を分離した上で測定することは複雑性を過度に高めることになるほか、その方法も裁量的になると考えられる。このため、両者の間に高い相関関係がある場合には、本改訂公開草案の要求事項に示されているように、投資要素と保険要素を合わせた形で測定することが適切と考えられる。
29. 他方、例えば、保険契約に含まれる解約返戻金のように、たとえ保険事故が発生しなかった場合でも保険者が保険契約者に返済することを保険契約が要求する投資要素は、銀行における預金と類似の性質を有すると考えられるため、これを保険契約収益に含めて表示することは財務業績の表示の観点から必ずしも適切でないと考えられる。このため、我々は、包括利益計算書の表示上、一定の投資要素を除外して表示する取扱いは、財務諸表利用者による保険契約に係る財務業績の理解に資するものと考えている。
30. 但し、本改訂公開草案で示されている投資要素の定義（「保険契約が、たとえ保険事故が発生しなかった場合であっても、保険契約者に返済することを企業に要求し

ている金額」³⁾によると対象範囲が過度に広くなり、将来のカバーに対応する保険料の前払部分まで投資要素に含まれ得ると考えられる。この点について、財務諸表作成者からは、こうした方法は保険会社内での管理方法と整合的でないほか、投資要素の除外に必要なコストが便益に見合わないのではないかという指摘がなされている。このため、表示上で除外すべき投資要素については、費用対効果に留意しつつ、合理的な範囲に限定すべきと考えている。

31. 我々は、表示上で除外すべき投資要素が含まれる契約を「保険契約者に係る勘定残高が明示的に区分されている契約及び貯蓄性が高い契約」とすることを提案する。これは、保険契約を発行する企業の財務業績の分析において、保険契約者に係る勘定残高が明示的に区分されている契約⁴⁾や貯蓄性が高い契約は他の保険契約と収益性が異なるために区分して評価しているという財務諸表利用者からのフィードバックを踏まえたものである。我々は、対象範囲の明確化と費用対効果のバランスの観点から、これらの契約に含まれる投資要素を表示上は除外することが適切と考えている。
32. なお、上記に加えて、我々は、保険契約負債の当初認識・測定時点における投資要素の分離について追加的なコメントを提供している。詳細は、本コメント・レター第 47 項(3)をご参照いただきたい。

質問 4——純損益における金利費用

下記のようにして、引受業績の影響を割引率の変動の影響と区分することを企業に要求することによって、財務諸表が企業の財務業績を忠実に表現する目的適合性のある情報を提供するものとなることに同意するか。

- (a) 純損益において、契約が当初に認識された日に適用された割引率を用いて算定した金利費用を認識する。基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローについて、当該リターンの変動が当該キャッシュ・フローの金額に影響を与えると企業が予想している場合には、企業は当該割引率を更新しなければならない。
- (b) 下記の両者の差額を、その他の包括利益に認識する。
- (i) 報告日現在で適用した割引率を用いて測定した保険契約の帳簿価額
- (ii) 契約が当初に認識された日に適用された割引率を用いて測定した保険契約

³⁾ 本改訂公開草案 付録 A 参照。

⁴⁾ 明示的な勘定残高の識別については、両審議会による 2011 年 11 月のスタッフ・ペーパーに記載されている提案を参考にすることが可能と考えられる。

の帳簿価額。基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローについて、当該リターンの変動が当該キャッシュ・フローの金額に影響を与えると企業が予想している場合には、企業は当該割引率を更新しなければならない。

同意又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような提案をするか、その理由は何か。

(割引率変動の影響を OCI に表示する点に関して)

33. 保険契約は、保険者が比較的長期にわたって契約に基づく支払いの履行を約束するものであり、当初認識後の状況の変化によって保険料の受取や保険金の支払いのキャッシュ・フローの金額・時期・不確実性が大きく変化する。このような保険契約の性質を踏まえて、我々は、保険契約負債を報告日時点における現在価値ベースで再測定することは保険者の財政状態を表示する観点から適切と考えている。しかし、保険契約負債の帳簿価額の変動のすべてを純損益に表示することは、保険者の財務業績の適正表示の観点から適切とは必ずしも考えない。
34. とりわけ、保険契約に関するキャッシュ・フローが金利水準の変動による影響を含めて大きく変化しない場合には、保険契約負債の現在価値計算を行う際のインプットである割引率の変動による再評価差額の変動は、キャッシュ・フローが発生するまでの期間にわたって自動的に巻き戻ることになる。また、保険契約が比較的長期にわたる性質を有することを踏まえると、割引率の変動によって、報告日時点における保険契約負債の現在価値は大きく変動することが予想される。このため、割引率の変動による影響額のすべてを直ちに純損益に認識することは、保険者の引受業務や投資業務の成果について、財務諸表利用者を誤解させることになるという指摘がある。したがって、当初認識時に適用された割引率を用いて測定された金利費用を純損益に認識するとともに、割引率の変動の影響を OCI に表示する提案については、一定の合理性があるものと考えられる。
35. しかし、割引率の変動の影響を OCI に表示することによって、新たな会計上のミスマッチが創出されるとの指摘がある。例えば、企業の ALM 管理において、保有する資産と保険契約負債とのデュレーションのミスマッチについて金利スワップ等を用いて縮小させようとする場合、デリバティブ契約が FV-PL で測定されて評価差額が純損益に表示される一方、保険契約負債の再測定差額の一部が OCI に表示されることになる。このような場合、経済的には資産と負債との間で対応関係が図られているにも関わらず、会計上のミスマッチが生じてしまうことになる。
36. これに対応するためには、一定の状況が満たされる場合、割引率の変動に起因する保険契約負債の再測定差額を純損益に表示することによって、会計上のミスマッチを削減又は解消することが考えられる。我々は、マクロヘッジ活動の会計のプロジ

ェクトがこうした点を解決できる可能性があると考えているが、いずれにせよ、再審議のプロセスにおいて、会計上のミスマッチへの対応について十分な検討を行うことを期待する。

（「基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フロー」に関する処理について）

37. 我々は、保険契約負債の現在価値測定に使用する割引率は負債の特性を反映すべきという本改訂公開草案の提案を支持する。また、我々は、基礎となる項目に対するリターンに直接対応してキャッシュ・フローが変動すると予想される場合、本改訂公開草案の BC121 (b) 項に記載されているような状況において割引率を更新する方法は、割引率の決定に関する考え方と整合的と考えている。
38. しかし、「基礎となる項目に直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フロー」がどのようなものを対象としているかについて明確でないほか、場合によっては、割引率の更新が不適切な場合も考えられる。このため、対象とすべき範囲について慎重に検討を行うとともに、適用上の整合性を確保する観点から、この範囲を明確化することが必要と考える。

質問 5——発効日及び経過措置

経過措置について提案しているアプローチは、比較可能性と検証可能性を適切にバランスさせているものであることに同意するか。

同意又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような提案をするか、その理由は何か。

39. 保険契約は長期間に及ぶことが多いため、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に準拠することを要求すると、多くの場合、保険契約負債の当初認識日時点の見積りやその後の期間における見積りの変更の影響額の算定は、実務上不可能と判断されると考えられる。このため、我々は、IAS 第 8 号をそのまま適用することは適切でないと考えている。
40. しかし、本改訂公開草案で示されている「修正遡及アプローチ」によると、過去の取引について、なお様々な見積り計算が必要となる。保険契約のポートフォリオは、通常、長期にわたり、かつ、多数の契約から構成される。このため、過去に締結された契約について遡及して処理する方法は実務上の負荷が大きく、費用対効果のバランスが維持されていないとの見解が財務諸表作成者より示されている。このため、質問 1 へのコメントと同様、費用対効果のバランスを維持するために、移行時の処理として、契約上のサービス・マージンを再測定する方式が許容されるべきである

との見解が示されている。なお、再測定方式を用いて算定した場合、修正遡及アプローチによると原則的な遡及方法であれば損益として認識されていたものが、契約上のサービス・マージンで調整されてしまうという財務諸表作成者からの指摘にも対応することができる可能性がある。

質問 6——保険契約に関する基準により生じる可能性の高い影響

本基準案を全体として考えた場合、提案されている要求事項を遵守するコストが、情報により提供される便益で正当化されると考えるか。当該コスト及び便益は、質問 1 から 5 における提案によりどのように影響を受けるか。当該コスト及び便益は、コメント提出者が提案する代替的アプローチや 2010 年公開草案での提案と比較してどうか。

本基準案全体として生じる可能性の高い影響を以下の点について記述されたい。

- (a) 財務諸表における保険契約の影響の透明性及び保険契約を発行する異なる企業間での比較可能性
- (b) 作成者にとっての遵守コスト及び作成される情報を財務諸表利用者が理解するためのコスト（適用開始時と継続ベースの両方で）

41. 我々は、提案されている要求事項を遵守するコストと、情報により提供される便益について定量的な調査を行っていない。しかし、本改訂公開草案を全体としてみた場合、我が国の市場関係者からのフィードバックを踏まえると、次のような点については、要求事項を遵守するコストが情報により提供される便益を上回る部分がある可能性があると考えている。

- (1) 契約上のサービス・マージンの当初認識・測定後における取扱い（質問 1 へのコメント参照）
- (2) 投資要素の除外（質問 3 へのコメント参照）
- (3) 経過措置（質問 5 へのコメント参照）

42. また、次の点については、本改訂公開草案における要求事項が十分に明確でないため、提案されている要求事項を遵守するコストが情報により提供される便益を上回るか否かについて十分な判断ができない。

- (1) 企業に基礎となる項目の保有を要求し当該基礎となる項目に対するリターンへの連動を定めている契約に関する取扱い（質問 2、7 へのコメント参照）

- (2) 基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローに関する取扱い（質問 4、7 に対するコメント参照）
43. また、保険契約を保有する企業に対して本改訂公開草案における開示項目のすべてを要求する場合、費用対効果のバランスが維持されなくなるほか、不要な開示によって財務諸表利用者にとって理解が困難となる可能性がある。こうした点に関しては、概念フレームワークや IAS 第 1 号「財務諸表の表示」のプロジェクトにおいて議論が行われており、例えば、企業にとって重要でない項目は開示を必要としない旨を明記する等の対応も有用と考えられる。
44. また、本改訂公開草案の第 84 項において、信頼水準技法以外の技法によりリスク調整を算定している場合、採用した技法の結果を信頼水準に変換したものの開示が要求されている。財務諸表利用者からは、リスク調整の測定技法が多様であることから、測定技法の改善や財務諸表の比較可能性向上の観点からこうした開示は有用という見解が示されている。他方、財務諸表作成者からは、次のような見解が強く主張されている。
- (1) 対象とする保険契約によっては、信頼水準法によるリスク調整額の算定は分布のあり方を含め、前提とすべき条件が異なり得る。このため、特定の契約に適していない可能性のある技法による測定値を開示することによって、利用者が誤認する可能性がある。
- (2) 信頼水準技法以外の技法を用いてリスク調整を算定した企業に対して、実質的に 2 種類の技法に基づくリスク調整の算出を求めることになる。こうした数値の算定は実務上の負荷が極めて大きいことから、費用対効果が見合わない。
45. 我々は、当該開示要求について、IASB の再審議において市場関係者とのアウトリーチの結果を踏まえつつ、検討を行うことを期待する。

質問 7——文言の明瞭性

本提案は明瞭に表現され、IASB が行った決定を反映していることに同意するか。

同意しない場合、明瞭でない提案について記述されたい。どのように明確化すればよいか。

46. 我々は、本改訂公開草案において、次の点について IASB の意図が十分に明確でないと考えている。
- (1) 基礎となる項目の定義（本改訂公開草案 第 33 項、60 項、B68 項）

本改訂公開草案では、「基礎となる項目」という用語が、本改訂公開草案の第 33 項（保険契約者に対する支払いと当該基礎となる項目に対するリターンの連動の関係）、第 60 項(h)（基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローの関係）、B68 項(d)及び(e)で用いられている。当該用語は、本改訂公開草案に基づく会計処理を行うにあたって重要な概念であるが、想定されている対象が明らかでない。また、基礎となる項目に関する取扱いについては、本コメント・レター第 19 項及び第 38 項においても明確化を提案している。

(2) **契約上のサービス・マージンの調整とすべき事象と直ちに純損益に認識すべき事象の識別**（本改訂公開草案 B68 項）

本改訂公開草案 B68 項(b)から(e)において契約上のサービス・マージンの調整として処理すべきかを判断する上で参考とする事例が示されているが、提案されているガイダンスの理解が困難である。例えば、本改訂公開草案 B68 項(c)において、投資要素の返済の遅延又は早期化は直ちに純損益に認識すべきとしているが、具体的な事象が明確ではない。また、本改訂公開草案 B68 項(d)及び(e)において、「基礎となる項目」に関する言及があるが、有配当契約が含まれるか否かを含め、対象とする範囲が明確ではない。当該判断は、保険契約の会計処理にあたって重要であるため、適用指針における説明や結論の根拠における説明を拡充する等の追加的措置が望まれる。

(3) **割引計算の対象項目**（本改訂公開草案 第 64 項）

本改訂公開草案の第 64 項では、保険契約の帳簿価額を 2 つの割引率を用いて測定した際に生じる差額を、OCI に表示するとされている。しかし、本改訂公開草案の第 25 項で、貨幣の時間価値を反映するために、将来キャッシュ・フローの見積りを割引く旨が規定されていることを踏まえると、割引計算の対象は、保険契約の帳簿価額でなく、将来キャッシュ・フローの見積りではないかと理解している。このため、我々は、両者の記載が整合的になるよう、第 64 項を修正すべきであると考えている。

(4) **契約上のサービス・マージンの取扱い**（本改訂公開草案 第 30 項）

契約上のサービス・マージンが一旦ゼロになった後、将来キャッシュ・フローの見積りが改善した場合に契約上のサービス・マージンを認識するかどうかの取扱いが明らかでない。我々は、当該取扱いについて、明確化が必要と考えている。

その他のコメント

47. 我々は、質問 1 から質問 7 に対するコメントで記載した部分以外についても、次の点について改善が必要と考えている。

- (1) **保険料配分アプローチを適用する場合において、発生保険金に係る負債の金利費用認識に用いる割引率**（本改訂公開草案 第 60 項(h)）

本改訂公開草案では、発生保険金に係る負債の金利費用を認識する上で当初認識時の割引率を用いるとされている。しかし、当該負債は保険事故発生時に認識されるものであるため、保険事故発生時点の割引率を認めるべきと考えられる。

- (2) **元受保険契約が不利な契約であった場合における再保険契約の測定**（本改訂公開草案 第 41 項）

本改訂公開草案の要求事項に従うと、元受保険契約が不利な契約であった場合、当初認識時の初期損失は一時に純損益に認識されるが、当該元受保険契約に連動して出再された再保険契約で生じる当初認識時の初期利益は契約上のサービス・マージンで認識されるために会計上のミスマッチが生じることになる。実務上、元受保険契約に連動して出再された再保険契約の締結は元受保険契約の締結と同時に行為ることが通常であることを踏まえると、両者の会計処理が異なるために会計上のミスマッチが発生することは、保険者の財務業績の適正表示の観点から適切ではないと考えられる。このため、当該会計上のミスマッチを解消する観点から、再保険契約で生じる初期利益は直ちに純損益に認識すべきであるとする。

- (3) **投資要素の分離**（本改訂公開草案 第 10 項(b)、B32 項）

本改訂公開草案では、保険契約に投資要素が含まれており当該投資要素が区別できる場合、当該要素を主契約から分離して、IFRS 第 9 号に従って会計処理することとされている。また、本改訂公開草案 B31 項において、投資要素と保険契約との相関関係が高い場合には投資要素は区別できないとされており、本改訂公開草案 B32 項において、次の場合が該当するとされている。

- ① 企業が、一方を考慮せずに他方を測定することができない場合、又は、
- ② 保険者が、他方の構成要素も存在していないと一方の構成要素から便益を受けることができない場合（契約の中の一方の構成要素の失効又は満期により他方の失効又は満期が生じる場合を含む。）

我々は、上記いずれかの要件を充足することが、必ずしも投資要素と保険契約とを一体処理することが必要な相関関係が高い状況を表すことにならないと考えている。例えば、我が国では、保険者が業務の一環として、契約者に貸付を行うことがある。保険者は、通常、保険契約者に対して解約返戻金を下回る金額の範囲で貸付を行うとともに、保険契約が失効又は満期により消滅する場合、解約返戻金と相殺して、貸付金を回収しうる仕組みになっている。本改訂公開草案によると、こうした貸付契約は②の要件を満たすため、保険契約と一体処理することになる。

しかし、保険契約の価格付けはこうした貸付と併せて行われるものでないほか、保険契約があることで保険者が保険契約者に対して貸出金利の優遇を与えるものでないため、当該貸付契約は、保険者が、解約返戻金を担保として保険契約者に貸出を実行しているものと捉えうる。このため、保険契約が失効又は満期により消滅する状況で貸付金が返済される場合でも、両者を一体の保険契約として処理するよりも、両者を区分した上で、貸付金を IFRS 第 9 号に準拠して処理することが経済的実態をより適切に表すものと考えられる。したがって、我々は、「投資要素と保険要素の相関関係が高いか否か」を判定する趣旨を明確にした上で、②は①の要件を判断するにあたっての考慮事項とすることを提案する。

我々のコメントが、当プロジェクトにおける IASB の今後の審議に貢献することを期待する。

新井 武広

企業会計基準委員会 副委員長

(保険契約専門委員会 専門委員長)

（別紙）保険契約専門委員会で示された市場関係者からのその他の見解

我々は、本改訂公開草案の提案内容について、財務諸表利用者、作成者、監査人を含む市場関係者から構成される保険契約専門委員会を設置し、検討を行った。我々の審議の過程では、様々な見解が示されたが、すべての見解が本コメント・レターの中に含まれている訳ではない。以下の見解は、同専門委員会で示された主な見解のうち、本コメント・レターの本文で示した考え方とは異なるものの、IASB における今後の審議にあたって有用と考えられたものであり、本文のコメント・レターに添付する形で示している。これらは、ともに、将来キャッシュ・フローの変動が契約上のサービス・マージンとして負債に認識される一方、割引率の変動の影響が OCI に認識されることに関連する懸念である。

- 本改訂公開草案の要求事項によると、費差損益や危険差損益に関連する部分を含め、将来キャッシュ・フローの見積りの変更の影響が契約上のサービス・マージン（負債）に認識される一方で、割引率の変動の影響が OCI（資本）に認識されることとされており、我々の審議においては、移行日時点の累積的影響が保険者の財政状態に極めて重大な影響を与える可能性があるとの指摘がされている。特に、我が国のように、当初認識時点と比べて移行日時点における金利水準が大きく低下している状況では、過去に締結された保険契約に係る費差益や危険差益が利差損を補っている場合がある。このような契約を多く保有する保険者においては、提案されている会計処理が適用されることにより、資本勘定に極めて大きな影響を与える可能性があることから、移行時における経過的な取扱いも含め、慎重な検討が必要との見解が示された。
- 本改訂公開草案では、将来キャッシュ・フローの変動の影響は契約上のサービス・マージン（負債）に認識される一方、割引率の変動の影響は OCI に認識することとされている。しかし、金利の変動によって解約率が大きく変動するような金利感応度の高い保険契約については、金利リスク管理の一環として、金利変動に伴う将来キャッシュ・フローの変動と割引率の変動による影響を一体で管理している実務がある。こうした場合、金利変動に伴う将来キャッシュ・フローの変動の影響と割引率の変動の影響を一体として表示することが、財務業績を適正に表示する観点から適切との見解が示された。

以 上